

事務連絡  
平成21年10月21日

各県立学校長様

指導第三課長

国内修学旅行実施時における新型インフルエンザ対策について

修学旅行の実施にあたっては、「旅行・集団宿泊的行事実施基準」及び「広島県公立高等学校長協会 危機管理マニュアル（H21.9.16版）」に則り、対応していただいているところですが、今年度、これまでの修学旅行において、旅行先で参加生徒がインフルエンザを発症し、復路の航空機に搭乗できず旅行団とは別に現地に留めおかれたり、当該生徒の保護者の迎えが困難であったりする事例が発生しました。

ついては、修学旅行の実施に当たり、次のことについて再度留意し、児童生徒の安全確保を最優先に対応してください。

また、今年度、既に修学旅行を実施済みの学校についても、今後の「旅行・集団宿泊的行事」を計画する際の参考にしてください。

（※「広島県公立高等学校長協会 危機管理マニュアル（H21.9.16版）」P14 参照）

1 旅行前の対応

（1）児童生徒もしくは引率者が新型インフルエンザ様症状を発症し、旅行団本体と別行動を取るべきの対応を明確にし、旅行業者とも連携しておくこと。

（※同マニュアル（1）のキによる）

（2）児童生徒を帰宅させる必要が生じた場合、迎えに来てもらう場合があることを、保護者に十分説明し、了承を得ておくこと。（※同マニュアル（1）のケによる）

（3）現地でインフルエンザ等に罹患した場合、医療機関の診察を受けさせることについて、旅行前に保護者の同意を得ておくこと。（再度確認すべき事項）

2 旅行中の対応

（1）参加生徒や引率者の健康状態を常に把握（発熱、急性呼吸器症状）し、異常がある場合は、現地医療機関及び学校医と連携し、適切な対応を取ること。

（※同マニュアル（2）のエによる）

（2）旅行中、インフルエンザ様症状のある児童生徒が発生した場合は、速やかに医療機関において適切な処置を講じるとともに、該当保護者に連絡すること。（※同マニュアル（2）のオによる）

（3）現地に留まる必要のある児童生徒がいる場合は、原則として保護者に迎えに来てもらうよう依頼するとともに、当該児童生徒の保護者に引き渡すまで、引率者が現地に留まり、対応すること。（再度確認すべき事項）

事務連絡

平成21年10月21日

各市町教育委員会修学旅行担当者様

広島県教育委員会事務局  
教育部指導第三課  
人権教育係長

国内修学旅行実施時における新型インフルエンザ対策について

のことについて、別紙写しのとおり、県立学校長に連絡したので参考にしてください。

担当 人権教育係  
電話 082-513-5045